

県民・事業者への感染対策徹底の要請

感染力の強い「オミクロン株」への急速な置き換わりとともに、新型コロナウイルスの感染急拡大が見られることから、今後の感染拡大を阻止し医療逼迫を防ぐためにも、基本的な感染対策、外出の自粛や施設の使用制限などの感染対策の徹底について、特措法 24 条 9 項に基づき県民・事業者等に要請する。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・マスクの着用（不織布マスクの奨励）、手洗いや手指消毒、三つの密（密閉・密集・密接）の回避（ゼロ密）、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等の徹底

（職場）

- ・「居場所の切り替わり」（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等）でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

（学校）

- ・マスクの着用、給食の際の黙食の徹底、換気の徹底、体調が悪い場合の休みやすい環境整備など校内で感染を拡大させない取組の徹底

（家庭）

- ・帰宅後の手洗い・消毒、換気、家族の健康管理など家庭での感染対策の徹底

2 外出自粛等

- ・発熱等の症状がある場合、旅行、イベント参加等の自粛の要請
- ・まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えることを要請
- ・外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請
- ・感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えること
- ・感染不安を感じる無症状者の検査受検を要請
- ・「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗利用の推奨

3 施設の使用制限等

①飲食店等への要請等

○「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗

- ・同一テーブル 4 人以内の飲食を要請
- ・短時間（2 時間程度以内）での飲食を要請

○上記以外の非認証店舗

- ・同一グループ 4 人以内、短時間（2 時間程度以内）での飲食を要請
- ・酒類提供の場合、「一定の要件」（アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底等）を遵守
- ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨

○飲食以外の会話時のマスク着用の徹底

②多数利用施設等の感染対策の徹底

- ・ 社会福祉施設、病院、学校園、大規模商業施設(食料品売り場)などクラスターが発生しやすい施設におけるマスクの着用、手指消毒、換気、飛沫防止等の感染対策の徹底
- ・ 多数利用施設における入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の徹底

4 イベント開催制限

- ・ 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。
- ・ 上記以外の場合は、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。
- ・ イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じること。

5 出勤抑制等

- ・ 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組への協力依頼
- ・ 県民生活及び経済の安定確保のために、各事業者等の事業継続計画の実施準備を進めるとともに、感染拡大に応じ適切に取り組むこと。